

農地改革期小作地引上の地域・階層・事由分析

野田 公夫

Kimio NODA: Study of Landowner's Reclamation in the Agricultural Land Reform: area, stratum, and reason

Land reclamation was one of the biggest land issues of the postwar reform period. It can be classified into three periods and types. The first was characterized by force and illegal actions before the Agricultural Land Reform, the second was characterized by the policy of the Agricultural Land Reform under the reform period, and the third was characterized by economic competition under the Agricultural Land Law after the reform.

In this article, the second period/type is analyzed by the following points: the management scale of the landowners, reason, management scale of tenants, and lastly, the permission rate for the landowners' application of land reclamation by the agricultural land committees.

The conclusion is as follows:

(1) It is incorrect to understand that this problem was caused by the political pressure of the anti-reform movement of landowners. The farmland committees were strict, and did not give permission easily. Often the land reclamation was caused by confusion and the economic distress of the small landowners under the defeat period. The farmland committees made fair decisions taking into consideration the difficulties of the small landowners.

(2) The land reclamation occurred frequently in the previously mentioned cases. There were many landowners who lived in their own villages and cultivated a part of their own land. These people had many difficulties which were created by the economical-social confusion at that time. For example, city and industrial areas were destroyed by the war, and the repatriation following was also responsible for some of these troubles. Generally, this occurred in the west of Japan, in particular, the Chugoku and Kyushu districts.

(3) One more notable point is that there were remarkable differences in the permission rate of the land reclamation from prefecture to prefecture. This means that the attitude of each prefectural farmland committee also had a great influence on the permission rate of the land reclamation.

はじめに

1) 課題と対象の限定

小作地引上は、戦後・農地改革期に集中発生した最も直截な地主的抵抗であった。さらにいえば、近代以降の日本農村が経験した最大の土地所有権剥奪事件であった。しかし、その程度と実態について、地域的多样性をふまえつつ全国的視野にたつて分析したものはないし、主に引上時期を反映した大きな性格の相違があったことにも十分注意が払われていない。本稿は、研究史におけるこのような欠陥を埋める試みである。

まず、小作地引上の時期別の性格差を概括し、分析対象を確定したい。1945年8月15日から47年5月末までの1年9ヶ月余りの間に4万5千件弱の小作地引上起因の争議が記録されており、同期間の引上件数は45万件を上回ると推定されている。他方、「昭和二五年農地年報」¹は、46年11月22日から48年6月30日までの1年7ヶ月余りの間に、市町村農地委員会に対する178,655件の小作地引上申請を把握している。両者にどの程度の重なりがあるかは見極められないが、少なくとも「敗戦直後の混乱期における暴力的性格が非常に強いと考えられる小作地引上」²と、「強い監視のもとで農地委員会への申請という形式をふむことが強制された農地改革下の引上」とは、明瞭に区別されねばならない（もちろん農地委員会を通さない非合法の引上を無視することはできない）。さらに52年に制定された農地法は、その第20条で「農地賃貸関係の解約」を新たに設置された農業委員会³の許可事項とした。これは農地改革期の引上とも異なり、「農民層分化（経済競争）の一環としての引上」という性格が前面にでるが、むしろそこには経済現象には還元できない問題が依然としてはらまれていたのは当然である⁴。あえて単純化すれば、戦後・農地改革期の小作地引上げは、①農地改革以前の脱法的・暴力的引上、②農地改革実施という緊張感の下での農地委員会管理下の引上、③農地改革後＝農地法下における農業委員会管理の下での引上、の三つに区別できる。本稿の分析対象は②である⁵。

2) 資料上の留意点

農地改革期の小作地引上を把握した資料には2系列ある。①農地調整法第9条の適用を受けた、具体的には「農地調整法附則第3条の許可申請並に処理」として集約されたもの⁶、および②「農地統計調査（49.3.1）」において「終戦時から昭和24.2.1までに取得した農地の取得事由別面積」中の「貸付地返還受」面積として集計されたものである。①は市町村農地委員会をつうじて把握した事由別・経営規模別の申請件数・許可件数であり、②は全国農家の悉皆調査（自記申告）によって把握した小作地引上面積⁷であるが、いずれの数値にも資料の性格を反映した難点がある。農地委員会（農地調整法）が把握した①には当然「闇」で行なわれた脱法的引上（これはまさに土地取上と表現すべきものであろう）が含まれておらず、この数値が小作地引上の実態をどの程度カバーしたものは、各々の地域の事情（農地委員会の指導性と農村社会のありよう）によるところが大きいという問題がある。農地移動調査により把握した②は、全農家に対する悉皆調査であり、また合法・非合法を問わず「結果としての農地移動量」をつかんでいる点で画期的であるが、自記申告によるため精度に若干の疑義があることや、49年3月1日時点におけるいわば（差し引きされた）ストックの数値であり、いわばフローも含む引上そのものを把握したものではないなどの問題を孕んでいる。

最大の問題は①②の対応性を明示的に読み取れないことであるが、ただここには、件数と面積というデータ自体の性格差も作用している。「1件当面積」が変われば、両者にはズレが生じて当然だからである。本稿では、以上の難点に留意しつつも、基本的には①すなわち農地委員会（農地調整法）が把握した件数データを分析する。それは、本データが件数と

もに経営規模別・事由別・都道府県別さらには申請／許可の比較分析が可能であるという点で、導き得る含意が豊富であるとともに、現実の農地改革実績と農地委員会の掌握能力から判断して特殊な事例⁸を除けば比較的信頼できると考えられるからである。

(1) 小作地引上の地域分布

表1は、表2・3・4から取り纏めた総括表である。はじめに、同表に基づいて小作地引上の地域分布を概観しておきたい。

1) 小作地引上件数の地域比較

1948年6月末までに市町村農地委員会に申請された小作地引上総件数は178,655件であり、地域（農区）⁹的には中国（27.6%）と九州（20.9%）の両地区に集中している。ここで地主・小作・小作地などの絶対数（規模）の違いを考慮し、「当該地における問題の程度」を知るために、「各々の地域における開放小作地比重に対する引上件数比重の割合」である「密度」¹⁰（相対的集中度）という指標を使って比較してみると、中国 [424.6] が際立っており九州 [180.2] が続き、以下東海 [157.7]・東山 [154.7]・四国 [152.5] がほぼ同率であり、逆に低いのは、北海道 [6.4] を別格とすれば、東北・北陸が同率 [50.0]、次いで関東 [59.7]・近畿 [63.3] の順となる。これを許可件数でみると、九州・関東・北陸・近畿が比重を下げたのに対し、逆に中国・東山・東海は大きく比重を上げ、とくに中国は35.0% [538.4]

表1 小作地引上の地域分布総括表

単位=%（密度を除く）・件・町

農 区	当然買収 比率①	申請件数②		許可率 ⑤	許可件数⑥		許可面積⑨	
		比率③	密度④		比率⑦	密度⑧	比率⑩	密度⑪
北海道	17.0	1.1	[6.4]	45.8	1.0	[5.8]	13.6	[80.0]
東 北	17.2	8.9	[50.0]	42.2	7.4	[41.6]	13.5	[78.5]
関 東	18.1	10.8	[59.7]	29.8	6.2	[34.3]	14.6	[80.7]
北 陸	9.0	4.5	[50.0]	71.8	6.2	[68.9]	6.9	[76.7]
東 山	5.3	8.2	[154.7]	75.6	12.1	[228.3]	5.6	[105.7]
東 海	5.2	8.2	[157.7]	56.8	9.1	[175.0]	7.2	[138.5]
近 畿	6.0	3.8	[63.3]	53.9	3.9	[65.0]	5.9	[98.3]
中 国	6.5	27.6	[424.6]	65.2	35.0	[538.4]	9.3	[101.5]
四 国	4.0	6.1	[152.5]	50.3	6.0	[150.0]	3.7	[92.5]
九 州	11.6	20.9	[180.2]	32.2	13.0	[112.1]	19.7	[169.8]
全 国	100.0	100.0	[100.0]	51.3	100.0	[100.0]	100.0	[100.0]
実 数	1,933,009	178,655		91,564			102,258	

注) 表2・3・4より作成。原資料については、各表注)を参照のこと。

④=③÷①×100、⑧=⑦÷①×100、⑪=⑩÷①×100。また、⑤=⑥÷②×100。

最下段（実数）は、各々全国合計の実数値。

農区分分は(本文注9)を参照。[]内数値は「密度」、その計算方法は(本文注10)を参照。

に達した。以上より確認すべきことは、①地主勢力の拠点とされていた東北・北陸で低い、②高いのは零細地主地帯である西日本で、なかでも中国が突出している、③西日本のなかでは近畿だけが例外的に低い、④これらの特徴は、申請件数よりも許可件数においてはるかに鮮明である、などの諸点である。

2) 小作地引上面積の地域比較

しかし、これを引上面積で見ると、ずいぶん状況は変わる(表2)。申請件数→許可件数において各地区がみせた変化とちょうど逆の変化(正確には相違)が顕著にみられるのである。すなわち件数比率を基準にみれば、北海道・東北・関東と九州の激増であり、中国・東山・四国の激減である。表2をみると、引上面積は九州が第一位で実に全国の19.7%を占め、以下関東14.6%・北海道13.6%・東北13.5%と続き、最小は四国3.7%・東山5.6%・近畿5.9%となる。続いて「敗戦時小作地面積に対する返還面積比率」をみると、第一位は同じく九州で8.0%、以下中国6.6%・東海5.8%・北海道5.4%となり、最低は北陸3.5%・関東3.6%・東北3.8%である。さらに[密度]を比較すると、やはり九州[169.8]が第一位で、以下東海[138.5]・東山[105.7]・中国[101.5]となり、北陸[76.7]・東北[78.5]・北海道[80.0]・関東[80.7]が最下位を構成する。さらに以上より、①いずれの指標でも中国のウエイトは大幅に下がり、代わりに九州が第一位に上昇した。面積基準で見れば、九州こそ小作地引上の中心地だったのである。②西日本は引上小作地率ではやや高いものの、絶対量(引上

表2 小作地引上面積の推定

単位=町、%

農 区	敗戦時の小作地面積 ①	小作地返還面積 ②	②/①×100 ③	全国比率 [密度] ④
北海道	256,162	13,869	5.4	13.6 [80.0]
東 北	359,326	13,816	3.8	13.5 [78.5]
関 東	411,488	14,917	3.6	14.6 [80.7]
北 陸	202,326	7,074	3.5	6.9 [76.7]
東 山	114,526	5,676	5.0	5.6 [105.7]
東 海	126,529	7,316	5.8	7.2 [138.5]
近 畿	137,228	6,081	4.4	5.9 [98.3]
中 国	144,143	9,545	6.6	9.3 [101.5]
四 国	83,084	3,799	4.6	3.7 [92.5]
九 州	251,825	20,148	8.0	19.7 [169.8]
全 国	2,086,635	102,258	4.9	100.0 [100.0]

注) 農地改革記録委員会編『農地改革顛末概要』農政調査委員会、1951年、750頁、第80表より作成。原資料は1949年3月1日「農地統計調査」。同調査では「終戦時から昭和24年3月1日」における「貸付地返還を受けた自作地の増加面積」と「地主に返還したための小作地減少面積」の二つが集計されているが、ここでは後者の数値を採用した。その根拠は、本文注7)を参照。

面積)においてはむしろ東日本と九州に集中していた。③総じて引上件数においては地域間に大きなバラツキがあったにもかかわらず、引上面積では大幅に平準化しているといえる。

以上より、小作地引上の主要舞台は、「件数で中国」「面積で九州」という結論がひとまず得られるが、両者を整合的に理解しその歴史具体的な意味を確定するには、各々の実態分析がすすめられる必要がある。なお本稿は、農地委員会に提出された異議・訴願、裁判所に提起された訴訟という側面から当該期土地問題を分析した「農地改革における異議・訴願・訴訟の分析—農地改革期土地問題の一側面—」『経済史研究』10号・大阪経済大学日本経済史研究所2006年12月といわばペアになった論文である。あわせ参照されたい。

(2) 申請理由別分析

1) 申請理由の地域比較

(a) 表3を参照されたい。全国レベルでみると、「経営規模拡大」をめざす3項目が合計31.4%で最も多く、次いで「一時的貸貸事由の解消」27.3%、「不耕作者の帰農(3項目合計)」15.4%となり(合計74.1%)、この三つが主要な申請理由であった。なお、比重は小さいが、地主権力の直截な発動である「小作人の信義違反」2.0%や、転用を理由にした「使用目的変更」2.7%、さらには「小作の耕作放棄」1.7%などがあることにも注目しておきたい。

(b) 各申請理由について上位3地域への集中度が高い順にみると、次のようになる。3地区で90%以上を占めるのは、①「(災害理由の)小作側耕作放棄」…中国(67.7%)・九州(13.6%)・関東(9.2%)であり、80%以上のものは、②「(耕作の便宜を理由にした)土地交換」…九州(46.4%)・中国(19.8%)・東海(13.8%)である。続いて70%以上のものは、③「土地交換(合計)」…九州(41.5%)・中国(22.9%)・東海(14.0%)、④「(引揚理由の)不耕作者の帰農」…九州(34.0%)・中国(30.5%)・東北(8.0%)、⑤「(その他理由の)小作側耕作放棄」…中国(40.1%)・九州(20.4%)・東海(11.6%)となる。さらに60%以上のものを示せば、⑥「小作人の信義違反」…中国(31.2%)・九州(26.1%)・東北(11.9%)、⑦「使用目的変更」…中国(35.8%)・近畿(16.0%)・東北(14.4%)、⑧「(失業・戦災理由の)不耕作者の帰農」…中国(30.8%)・九州(21.4%)・東海(9.8%)、⑨「(その他の)不耕作者の帰農」…中国(22.5%)・東山(19.9%)・九州(19.5%)などとなる。なお、単独では最大の申請理由であった「一時貸貸事由の解消」では集中度が落ち、中国(25.5%)・東山(14.2%)・九州(12.4%)(合計52.1%)となる。普遍性が高かったといえよう。

以上より、ほとんどすべての申請理由において上位3地区が6割以上を占め、そのほとんどすべてにおいて、中国・九州が1位・2位を占めていることが注目されよう。中国・九州こそ、小作地引上の二大集中地域であったのである。

(c) 逆に地域を基準にして、その特徴を取り纏めてみたい。まず二大中心地であった中国と九州について。中国ではすべての申請理由が圧倒的な[密度]を誇っているが、とくに際立つのは「耕作放棄」(災害「1,041.8」・その他「616.9」…紙幅の都合上、表3には[密度]

表3 理由別小作地引上申請件数 (1946年11月22日~48年6月30日) 単位=件、%

農区	不耕作者の帰農		経営拡大			土地交換		使用目的変更	一時賃貸事由の解消	小作人の信義違反	その他および不明※	合計		※うち耕作放棄	
	引揚	失業・戦災	耕地過少	労力増加	その他	耕作の便宜	優良農地確保					災害	その他		
北海道	33	42	108	441	392	30	2	218	273	28	295	1,924 (1.1)	-	55	
東北	715	728	2,283	2,122	1,211	261	116	702	5,091	415	1,802*	15,824 (8.9)	17	85	
関東	413	907	2,926	2,367	856	601	402	372	4,422	251	3,655*	19,275 (10.8)	61	154	
北陸	175	124	1,481	1,583	647	54	13	37	2,485	27	1,365	8,110 (4.5)	-	40	
東山	503	415	828	1,773	904	170	165	124	6,930	128	694	14,702 (8.2)	-	71	
東海	531	828	1,724	2,101	826	1,014	567	174	4,144	97	1,396	14,571 (8.2)	16	279	
近畿	337	532	858	748	473	177	132	781	1,322	413	414	6,744 (3.8)	7	132	
中国	2,741	2,601	5,535	3,911	2,774	1,453	1,123	1,749	12,450	1,089	11,635	49,332 (27.6)	449	966	
四国	477	458	1,307	1,828	586	168	131	178	3,711	156	1,032	10,852 (6.1)	23	115	
九州	3,051	1,803	4,396	6,868	2,764	3,397	1,275	565	6,037	911	4,272	37,321 (20.9)	90	492	
都府県	8,942	8,396	21,348	23,301	10,571	7,297	3,924	4,672	48,521	3,461	26,265	176,731 (98.9)	663	2,354	
全国	8,975 (5.0)	8,438 (4.7)	21,456 (12.0)	23,742 (13.3)	10,963 (6.1)	7,327 (4.1)	3,926 (2.2)	4,890 (2.7)	48,794 (27.3)	3,489 (2.0)	26,560 (14.9)	178,655 (100.0)	663 (100.0)	2,409	

注) 同編纂委員会編『農地改革資料集成』第11巻・御茶の水書房・年。「8-D. 申請理由別件数 (1) 昭和21年11月22日→昭和22年12月31日」(872頁)、「同 (2) 昭和23年1月1日→昭和23年6月30日 A. 申請」(874頁)より作成。

※昭和21・22年には「耕作放棄」2項目はないが昭和23年にはある。他方、昭和21・22年にはある「不明」が昭和23年にはない。本集計では「その他」と「不明」を一括してあつてゐる。「耕作放棄」は改革前もしくはその直後である昭和21・22年には発生していない可能性もあるが、「その他」や「不明」のなかに若干含まれている可能性もある。したがって、本表では、昭和23年集計にある「耕作放棄」件数を「その他・不明」のなかに入れて込んでまず計算し、合計の右側に別途書き記すことにした。

* 昭和23年集計の宮城と埼玉に各々424件と435件の「内訳不明」分がある。これは「その他・不明」に入れたが、昭和23年度「許可」集計には該当のものがないので、「許可率」を出す際には若干の誤差がでるかもしれない。

を載せていない。以下同じ。)の多さである。これは、本地域の引上には、「地主の強さ」というよりは「小作の不安定性」に起因する度合いが高いのではないか、その結果として「地主の相対的強さ」が現象していると理解すべきではないか、ということを示唆している。九州は、絶対数では中国を凌ぐが〔密度〕では明らかに一段階低い。そのなかでとくに九州的個性を示しているのは、「(引揚を理由にした)不耕作者の帰農」〔293.1〕と「土地交換」(耕作の便宜「399.7」・優良地確保「280.0」)である。前者は「大陸」と「南洋」への最近接地域であったことの反映であろう。その他の地域で指摘しうるのは、東海における「土地交換」(耕作の便宜〔266.1〕・優良地確保〔277.7〕)および東山における「一時的賃貸事由の解消」〔268.0〕と「不耕作者の帰農(合計)」〔200.4〕の相対的多さである。

2) 申請許可比率の地域比較

表4を参照されたい。小作地引上申請のうち当該農地委員会で許可されたのは、全体ではほぼ半数の51.3%であったが、申請理由別にも地域別にも大きな差があった。

(a) 地域別にみると、許可率が最低だったのは①関東(29.8%)で、以下②九州(32.2%)③東北(42.2%)④北海道(45.8%)となる。他方最高だったのは①東山(75.6%)で、以下②北陸(71.8%)③中国(65.2%)④東海(56.8%)となり、残りの三地区はほぼ平均水準にある。以上の事実から、ひとまずは地域によって判断姿勢に大きな相違があったことを確認しておきたい。

続いて申請理由別にみると、許可率が最低だったのは、①「(不耕作地主の)帰農」(36.3%)で、以下②「(その他の理由による)経営規模拡大」(36.5%)③「小作人の信義違反」(37.7%)となる。高いものをあげると、①「一時的賃貸事由の解消」(72.0%)②「使用目的の変更」(65.8%)となり、③「(引揚ゆえの)帰農」(51.3%)は平均許可率に等しい。「一時的賃貸事由の解消」が申請件数としては最も多いうえ、これは戦時末期の混乱がうんだやむをえない産物であったから、担当者としてもその事情を勘案し、その「解消」に許可を与えざるをえなかったのであろう。かかる事情が、種々の申請理由のなかで本項目の許可率を際立って高いものにしたと考えられる。

以上のように、申請理由毎の許可率には大きな格差があったが、これはある意味では自然である。農地改革の精神に照らして、許容しやすいものは許可率が上がり、許容しにくいものは許可率が下がるのは、当然だからである。また、地域によっても大きな差があったが、これも各々の申請理由に許可率の差がある以上、申請理由の分布に偏りがあれば、その結果として各々の地域の許可率に格差が生じるのは当然のこととなろう。しかし、実際はそれほど簡単ではない。同じ申請理由の許可率が地域間で際だったバラツキをみせ、地域に毎の判断基準に明瞭な違いがみられるからである。これは主には、所管内市町村農地委員会を指導する立場にある都道府県農地委員会の判断と、当該問題の地域における性格差とを反映しているであろうと考えられる。

(b) 以下、この点を申請理由を基準にして検討する。①「小作人の信義違反」の扱いをみ

表4 申請理由別小作地引上許可比率（1946年11月22日～1948年6月30日） 単位＝%

農区	帰農		経営規模拡大			土地交換	使用目的変更	一時賃貸事由の解消	小作人の信義違反	その他・不明	合計			
	引揚	失業・戦災	不耕作地主	小計	生活困難							労力増加	その他	小計
北海道	51.5	40.5	25.8	36.5	44.4	46.5	33.4	40.8	50.0	65.6	61.5	14.3	53.7	45.8
東北	27.4	25.0	21.3	22.6	36.3	29.8	36.7	33.7	37.7	62.1	62.4	35.2	40.5	42.2
関東	40.8	24.5	31.6	29.9	18.7	18.1	8.6	17.1	23.6	33.0	57.2	8.8	7.6	29.8
北陸	74.3	76.6	42.9	66.0	71.0	63.5	71.3	67.8	65.7	87.2	90.1	51.9	55.9	71.8
東山	83.1	84.3	64.2	70.5	29.3	77.6	90.5	69.5	89.5	61.3	81.4	49.7	75.1	75.6
東海	60.8	41.4	9.9	30.9	40.8	34.8	40.1	37.6	56.5	75.3	88.6	64.9	65.1	56.8
近畿	43.0	55.6	19.1	41.7	61.1	58.6	48.0	57.2	52.4	76.3	69.1	6.1	81.4	53.9
中国	53.6	62.3	53.9	56.7	63.8	66.1	42.2	59.6	47.3	77.1	83.2	51.6	61.1	65.2
四国	79.0	59.0	26.7	49.3	29.4	43.2	7.7	32.7	41.8	78.1	73.5	73.1	26.1	50.3
九州	42.8	33.9	19.1	33.6	23.1	27.4	18.6	24.3	36.2	35.2	43.7	30.3	18.1	32.2
都府県	51.3	46.9	36.3	46.2	41.4	42.3	36.6	40.8	42.9	65.8	72.1	37.7	46.3	51.3
全国	51.3	46.9	36.3	46.2	41.4	42.3	36.5	40.8	42.9	65.8	72.0	37.7	46.4	51.3
	4,605	3,958	3,660	12,223	8,879	10,056	4,003	22,938	4,829	2,078	35,114	1,314	11,927	91,564

注) 前掲『資料集成』第11巻、「8-D. 申請理由別件数 (1) 昭和21年11月22日→昭和22年12月31日」(872-873頁)、「同 (2) 昭和23年1月1日→昭和23年6月30日」(874-875頁)より、「許可率＝許可件数÷申請件数×100」として計算。許可率が70%以上には網掛けをし、30%未満には下線を付した。

てみよう。これは「しばしば地主支配力の最も直截な発動」であり、したがって全国的には許可率は低い(37.7%)。しかし地域別にみると、最も厳しい近畿の許可率はわずか6.1%に過ぎず、関東・北海道なども厳しい姿勢を貫いている(8.8%、14.3%)のに対し、四国の許可率はなんと73.1%、東海も64.9%に達するのである。②続いて「引揚者」に対する態度をみると、「(引揚ゆえの) 帰農」は、全国平均でみれば平均許可率に一致する51.3%であるが、実は東北の27.4%から東山の83.1%に至る大きなバラツキがある。では③同じ「帰農」であっても「不耕作地主」のそれに対してはどういう態度をとっているかをみてみよう。「引揚」の過酷さが同情をもたらすケースがままあったのに対し、「(不耕作地主の) 帰農」に対する目は厳しく、全国平均許可率は「信義違反」とならぶ36.3%にすぎない。とくに東海は厳しくわずかに9.9%、それに次ぐ近畿・九州も19.1%しか認めていないのである。ただし東山は64.2%・中国は53.9%を許可しており、ここでもバラツキは大きい。同様に④「(地主の) 経営規模拡大」要求に対する対応も様々である。最も厳しい対応をした関東と九州では「生活困難」「労力増加」いずれを理由にするものも18%強、20数%という低さであるが、その対極にある中国・北陸は60~70%台の高率を示すのである。なお、⑤「生活困難」と「労力増加」の間に明瞭な差をつけている地域もあった。一つは東山で各々29.8%、77.6%、もう一つは四国で各々29.4%、43.2%であった。

(c) 次に、地域を基準にして検討する。各地域が申請理由毎にどのような判断を下しているかを比較すると、次のような特徴が指摘できる。まずは、許可率が低い(厳しく対処した)申請項目を基準にしてみよう。

①「信義違反」と「(不耕作地主の) 帰農」に厳しい判断を下し、「一時的賃貸」「使用目的変更」に甘い評価を下している、という点で共通する地域がある。北海道(各々の許可率は、14.3%、25.8%—61.5%、65.6%)、北陸(同51.9%、42.9%—90.1%、87.2%)、近畿(同6.1%、19.1%—69.1%、76.3%)の三地域である。厳しい判断を示した先の二つは地主層の政治的圧力を反映するものが多く、甘い判断を示した後の二つは戦時体制混乱の客観的産物としての性格が強く、その点で農地改革の精神を最も典型的に体現した地域であるといえよう。②「経営拡大」と「(不耕作地主の) 帰農」に厳しい判断を示しているという点で共通する地域がある。東海(各々の許可率34.8%、9.9%)・四国(同7.7%、26.7%)・九州(同18.6%、23.1%、27.4%、19.1%)の三地域である。「経営拡大」要求には種々の根拠があるにせよ、これも地主権力の発動であるという性格は否めず、①の三地域とともに、農地改革の精神に照らせば妥当な対応姿勢であるといえよう。許可率が高い項目をみると、三地域とも「一時的賃貸」があがっている(各々86.6%、73.5%、43.7%)点では共通するが、他の項目をみると、東海が「使用目的変更」(75.3%)・四国が「信義違反」(73.1%)・九州が「(引揚) 帰農」(42.8%)とばらついている。都市化の影響が反映しているであろう東海の「使用目的変更」と、大陸への窓口であった九州における「引揚者への対応」は、いずれも地主・小作の私的関係を超える客観情勢のなせるわざという側面があり、結果として緩い判

断がくだされているのは分かる気がするが、四国の「信義違反」はあまりにも異例である。
 ③関東と中国も「経営拡大」に対し厳しい態度をとっている（関東＝「経営拡大」8.6～18.7%、中国＝「(その他)経営拡大」42.2%）。ただし、関東では「信義違反」(8.8%)にも厳しい姿勢が貫かれているが、中国においては「土地交換」(47.3%)が相対的に厳しい監視を受けているという違いがある。なお中国の場合は、その「厳しさ」は相対的なものにすぎず、全体として許可率が異常に高いことこそが注目すべき大問題である。④東北は、理由がどうであれ「帰農」という動きに対し厳しい対処をしていること…「(不耕作地主の)帰農」(21.3%)・「(失業・戦災)帰農」(25.0%)・「(引揚)帰農」(27.4%)…が特徴である。「(不耕作地主の)帰農」が厳しい監視のもとに置かれたのはどの地域にも共通性が高いが、「(失業・戦災)帰農」や「(引揚)帰農」に対しても同様の厳しきで対処したのは、これらの現象が本地域では比較的少数であったゆえであろうか。他方許可率が高いのは「一時賃貸」(62.4%)と「使用目的変更」(62.1%)であり、これは①グループと同じで普遍性が高いものであった。

(3) 経営規模別分析

1) 申請地主・被申請小作農の全国的概観

引上申請地主とその対象となった小作農の経営規模を考察し、小作地引上がいかなる階層における問題であったのかをみてみたい。表5に示されるように、申請地主の経営規模をみると、最多階層は①5反～1町未満層で30.2%を占め、以下②2～5反未満層(28.8%)③2反未満層(14.7%)④1～1.5町未満層(13.0%)⑤不耕作(5.9%)と続く。他方、表6から対象小作農の経営規模をみると、最多階層は同じく①5反～1町未満層で38.1%、以下②2～5反未満層(23.0%)・③1～1.5町未満層(19.4%)・④2反未満(8.9%)・⑤1.5～2町未満層(7.4%)となる。

以上より、小作層の経営規模がやや大きい（これはある意味では当然であろう）ことがわかるが、むしろ強調すべきは、1町未満層（貧農および中農下層といってよからう）が70.0%にも達することである。小作地引上は決して経営的余裕のある中・大規模層ではなく中小規模層を主な対象にしていたのであり、当該期の農外賃労働機会は大幅に縮小していたことをあわせ考えれば、小作地引上は極めて深刻な社会問題であったといわなければならないのである。他方、地主層も2反～1町という、農業を基準にみれば貧農・中農下層に属するものがほぼ六割を占めた。要するに、戦後改革期の小作地引上げの中心部分は、貧農・中農下層同士の、生活をかけた土地争奪であり、この点で昭和恐慌下東北における土地争奪と近似した現象であったといえる。

2) 申請地主・被申請小作農の地域別特徴

他の指標以上に北海道は特異である。地主・小作とも貧農および中農下層が大部分を占める都府県とは異なり、いずれも最大比率階層は3町以上層（地主38.5%、小作49.5%）であ

表5 経営規模別引上申請地主数（1946年11月22日～48年6月30日）

単位＝人、%

農 区	不耕作	2反未	2～5反未	5反～1町未	1～1.5町未	1.5～2町未	2～3町未	3町以上	合 計
北海道	185 13.3	39 2.8	111 8.0	151 10.8	123 8.8	90 6.5	158 11.3	537 38.5	1,394 (0.9) 100.0
東 北	410 3.1	1,007 7.7	1,724 13.1	3,440 26.2	2,607 19.8	2,352 17.9	1,259 9.6	353 2.7	13,152 (8.5) 100.0
関 東	756 4.0	1,401 7.4	3,286 17.4	7,909 41.9	4,021 21.3	1,165 8.9	309 1.6	39 0.2	18,886 (12.2) 100.0
北 陸	226 3.8	596 10.1	1,036 17.5	2,028 34.3	1,253 21.2	583 9.9	162 2.7	25 0.4	5,909 (3.8) 100.0
東 山	1,321 6.4	2,822 13.7	6,102 29.7	5,901 28.7	2,654 12.9	1,202 5.9	520 2.5	20 0.1	20,542 (13.3) 100.0
東 海	381 3.8	1,904 19.1	3,158 32.6	2,969 29.8	1,120 11.2	372 3.7	52 0.5	6 0.1	9,962 (6.5) 100.0
近 畿	633 11.1	1,056 18.5	1,876 32.9	1,668 29.3	408 7.2	58 1.0	— —	1 0.0	5,700 (3.7) 100.0
中 国	2,541 6.1	8,433 20.2	14,361 34.3	12,017 28.7	3,695 8.8	731 1.7	64 0.2	— —	41,842 (27.1) 100.0
四 国	1,371 13.9	1,470 14.9	3,344 33.9	2,976 30.2	498 5.1	127 1.3	66 0.7	2 0.0	9,854 (6.4) 100.0
九 州 ※	1,250 4.6	3,875 14.3	9,473 35.1	7,452 27.6	3,743 13.9	980 3.6	240 0.9	1 0.0	27,014 (17.5) 100.0
都府県	8,889 5.8	22,564 14.8	44,360 29.0	46,360 30.3	19,999 13.1	7,570 5.0	2,672 1.7	447 0.3	152,861 (99.1) 100.0
全 国	9,074 5.9	22,603 14.7	44,471 28.8	46,511 30.2	20,122 13.0	7,660 5.0	2,830 1.8	984 0.6	154,255 (100.0) 100.0

注) 前掲『資料集成』、第11巻、「8-E. 耕作面積広狭別当事者数 (1) 昭和21年11月22日→昭和22年12月31日 (i) 要求地主」(876頁)、「同 (2) 昭和23年1月1日→昭和23年6月30日 (a) 耕作を目的とする地主の取上 (i) 要求地主」(880頁)、「同 (2) (b) 使用目的変更をとまなう地主の取上 (i) 要求地主」(884頁)より作成。

※長崎＝48年欠、宮崎＝48年欠、鹿児島＝46・47年欠。したがって、九州は相当過少にでている。

り、他方不耕作地主も多く13.3%を占める。要するに、3町以上最大経営層と不耕作地主層という経営規模の両極が多く（両階層で51.8%）、中間層が少ないという特徴をもつのである。都府県の場合は、地域の平均経営規模を反映した格差はあるものの、中規模以下層に集中するという点ではほぼ共通している。そのなかで目立つのは、四国（13.9%）と近畿（11.1%）における不耕作地主比重の高さであり、北海道（13.3%）を加えたこの3地域は、不耕作地主による引上が多かったことが一つの特徴であるといえよう。また、小作最下層（2反未満）を対象にした申請をみると、中国（13.8%）・東海（11.8%）・東山（10.4%）が際立っており、これらの地域の引上、とくに大きな矛盾を孕むものであったことを推測さ

表6 経営規模別小作地引上被申請小作人数(1946年11月22日~48年6月30日)

単位=人、%

農区	2反未	2~5反未	5反~1町未	1~1.5町未	1.5~2町未	2~3町未	3町以上	合計
北海道	83 5.1	133 8.2	147 9.1	131 8.1	116 7.2	204 12.6	799 49.5	1,613 (1.0) 100.0
東北	572 4.3	1,751 13.3	3,785 28.8	3,038 23.1	2,501 19.0	1,124 8.5	393 3.0	13,164 (7.8) 100.0
関東	857 4.3	4,019 20.3	7,756 39.2	4,199 21.2	2,056 10.4	708 3.6	211 1.1	19,806 (11.9) 100.0
北陸	329 3.8	1,110 12.8	3,341 38.5	2,185 25.2	1,300 15.0	392 4.0	30 0.3	8,687 (5.2) 100.0
東山	2,335 10.4	4,786 21.3	9,183 40.8	4,380 19.5	1,174 5.2	422 1.9	205 0.9	22,485 (13.3) 100.0
東海	1,359 11.8	2,620 22.7	4,094 35.5	2,687 23.3	583 5.1	167 1.4	13 0.1	11,523 (6.8) 100.0
近畿	486 6.8	1,681 23.3	2,655 36.9	1,466 20.4	817 11.3	95 1.3	— —	7,200 (4.3) 100.0
中国	6,129 13.8	13,796 31.1	16,399 37.0	6,256 14.1	1,573 3.5	202 0.5	— —	44,355 (26.3) 100.0
四国	644 5.7	1,842 16.3	5,592 49.6	2,844 25.2	282 2.5	44 0.4	30 0.3	11,278 (6.7) 100.0
九州	2,158 7.6	6,981 24.6	11,251 39.6	5,483 19.3	2,026 7.1	482 1.7	17 0.1	28,398 (16.9) 100.0
都府県	14,869 8.9	38,586 23.1	64,056 38.4	32,538 19.5	12,312 7.4	3,636 2.2	899 0.5	166,896 (99.0) 100.0
全国	14,952 8.9	38,719 23.0	64,203 38.1	32,669 19.4	12,428 7.4	3,840 2.3	1,698 1.0	168,509 (100.0) 100.0

注) 前掲『資料集成』、第11巻、「8-E. 耕作面積広狭別当事者数 (1) 昭和21年11月22日→昭和22年12月31日 (ii) 被要求小作」(878頁)、「同 (2) 昭和23年1月1日→昭和23年6月30日 (a) 耕作を目的とする地主の取上 (ii) 被要求小作人」(882頁)、「同 (2) (b) 使用目的変更をとまなう地主の取上 (ii) 被要求小作人」(886頁)より作成。

※長崎=48年欠、宮崎=48年欠、鹿児島=46・47年欠。したがって、九州は相当過少にでている。

せる。

以上より小作地引上をめぐる対抗の地域別特質をまとめれば、①「3町以上大経営と不耕作地主という地主両極」と「2町以上の相対的大経営小作層」を基本対抗軸とする北海道、②「不耕作地主と小作中農下層の対抗」に特徴がある近畿・四国、③「中貧農的性格という点では同じ地主と小作」が土地を奪い合った中国、④「不耕作地主が当事者になることは少なかった」東北・北陸・関東、などの類型が指摘できよう。

3) 経営規模別許可比率

以上は、引上を申請した地主と申請された小作農の分析であったが、実際には当該市町村農地委員会は申請のほぼ半ば（地主の申請許可率52.8%）を認めなかった。

(a) 都府県平均の数値でみれば、①地主では経営規模が小さな層で許可率が高く（1町以上層26.2%～48.4%、1町以下層50.2%～55.8%）、②小作では経営規模が大きな層で許可率が高い（1町以下層45.2%～54.6%、1町以上層59.7%～61.3%）。③①の例外は不耕作地主で、逆に許可率は低くなる（41.6%）。すなわち、経営規模の小さな地主にはやや手心を加え、引上の打撃が相対的に低い小作大規模層にはやや犠牲を強いるという傾向があったのであり、戦後混乱期において「困難を平等に」という社会政策的配慮が働いていたことが推測される。他方、農業から完全に離脱していた不耕作地主には厳しく、農業経験（農業者としての実体）という要素もあわせ重視されていたことがわかる。

しかし注目すべきは、この許可率には、経営規模においてよりもさらに顕著な格差が、地域間でみられたことである。例えば、（耕作地主に比して）不耕作地主の許可率が低かったことは（北海道を除く）全国的傾向であったとはいえ、本当に厳しい対処をした東海・近畿では21.5%・28.0%に過ぎなかったのに対し、北海道では58.4%・北陸では59.7%に達しているのである。3町歩以上の小作大経営層の場合をみると、東北の許可率は37.4%と低く、ここでは大経営小作層を擁護しようとする姿勢が感じとれるが、関東・東山では83.9%・83.4%という高率であり、むしろ抵抗力ある（したがって問題化する度合いが低い）大規模層であるがゆえに引上を認めてもよかろうとの判断があったことを推測させる。

(b) 表7より典型的な地域パターンを抽出すれば、次のようになる。①最も普遍的な組み合わせは、高許可率＝地主小規模層と小作大規模層、低許可率＝地主大規模層と小作小規模層というもので、東山・九州・四国が典型的である。これは、上述の社会政策的配慮の反映といえよう。東北・近畿もこれに準じるが、小作大経営層の許可率が低く、「小作大経営層の保全」という要素が付加されている。ただこれらの大規模層は、東北では中核的生産力主体であったが近畿では希少価値に過ぎず、同層を保全することの現実的意味合いは大きく異なっているといわざるをえない。②①の亜型として、全体的に①に類似しているが、小作最下層の許可率が相対的に高く、①とは違い「零細層切捨て」の傾向をみることができるところである。北陸が典型であり関東・東海が準ずる（小作最下層の許可率は地主同規模層より高いが、他の規模層に比べれば低い）。③①のさらなる亜型として、①と同様のパターンだが地主最上層で許可率が高くなっている中国がある。ただ同層（2～3町層）は64戸に過ぎず、むしろ母数の少なさがもたらしたバイアスと考えるべきかもしれない。④①とは逆のパターン。「高許可率＝地主大規模層・小作小規模層／不耕作地主」、「低許可率＝地主小規模層・小作大規模層」を示す北海道であるが、これは同地域における1町未満諸階層の性格が都府県とは全く異なることの反映であろう。

表7 地主・小作経営規模別小作地引上許可比率（1946年11月22日～48年6月30日）

上段＝地主、下段＝小作 単位＝%

農 区	不耕作	2反未	2～5反 未	5反～1 町未	1～1.5 町未	1.5～2 町未	2～3町 未	3町以上	合 計
北海道	58.4	33.3	46.8	53.0	54.5	63.3	54.4	61.3	56.8
	—	63.9	56.4	57.1	53.4	49.1	43.6	59.8	56.2
東 北	40.7	50.6	43.8	49.3	41.7	49.5	44.1	26.6	49.6
	—	47.7	34.4	44.0	51.6	61.8	56.8	37.4	47.8
関 東	42.2	23.8	33.8	27.9	37.2	29.9	28.8	25.6	31.3
	—	27.5	24.6	27.5	40.8	26.6	62.1	83.9	31.7
北 陸	59.7	57.4	77.8	79.2	71.5	70.5	67.9	20.0	72.8
	—	70.5	65.0	77.5	78.6	75.5	71.2	43.3	76.4
東 山	43.2	52.5	74.8	58.9	45.0	46.3	40.4	20.0	58.8
	—	48.7	55.4	50.9	73.6	61.4	52.8	83.4	56.9
東 海	21.5	39.2	60.2	66.7	75.7	68.0	53.8	33.3	58.6
	—	49.0	61.4	70.1	72.7	62.8	63.5	69.2	66.2
近 畿	28.0	57.4	65.1	70.9	53.4	25.9	—	(100.0) (1)	60.0
	—	47.1	59.0	60.8	48.7	45.7	7.4	—	71.9
中 国 ※	48.9	62.8	72.5	73.1	58.2	34.3	76.6	—	67.4
	—	52.7	70.5	79.7	72.4	69.2	72.8	—	71.9
四 国	42.2	46.9	47.8	55.2	35.9	15.7	6.1	(0.0) (2)	47.8
	—	40.2	40.2	45.2	60.6	71.3	68.2	56.7	48.8
九 州 ※	32.4	32.9	31.4	42.6	41.9	32.2	35.8	(37.5) (8)	36.2
	—	21.1	22.2	32.3	45.8	65.9	62.7	64.7	34.5
都府県	41.6	50.2	57.3	55.8	48.4	44.1	42.4	26.2	52.7
	—	45.2	49.8	54.6	60.4	61.3	59.7	60.6	54.4
全 国	41.9	50.1	57.3	55.8	48.4	44.3	43.1	45.2	52.8
	—	45.3	49.8	54.6	60.4	61.2	58.9	60.2	54.5

注) 前掲『資料集成』、第11巻、「8-E. 耕作面積広狭別当事者数 (1) 昭和21年11月22日→昭和22年12月31日」(876-877頁)、「同 (2) 昭和23年1月1日→昭和23年6月30日 (a) 耕作を目的とする地主の取上 (i) 要求地主」(880-882頁)、「同 (2)(b) 使用目的変更をともなう地主の取上 (i) 要求地主」(884頁)より作成。地主・小作の許可率に5%以上の差があるものにつき、許可率の高いほうを網掛けで示した。また各農区における平均数値よりも15%以上低い数値を示すものに下線を付した（九州のみは全体の許可率自体が低いため例外扱いをした）。

※資料精度上の問題について。「8-E (1)」には、「本調査は後から報告を求めたために、既掲の各表並に本調査各表相互に、若干疑問の数字があるがそのままにしておく」とある。また、「広島県昭和21.6-12.31の分のみ記載、鹿児島県未報告」とある。「同 (2)(a)」には「長崎県、宮崎見未報告」とある。

(4) 都道府県レベルでの検討

本稿では便宜上農区別に比較考察したが、その結果都道府県レベルの持つバラエティを随分薄め、分析を平板なものにしてしまっている。本格的な検討はできないが、表8から読みとれる範囲で、都道府県別の考察を加えておきたい。

表8 都道府県別・小作地引上許可件数・許可率

(イ) 上位10

	許可件数 (比率)		[密度]		許可率 (%)	
1	岡山	17,008 (18.6)	岡山	[1,069.0]	茨城	79.4
2	長野	10,360 (11.3)	広島	[595.0]	長野	77.9
3	広島	6,618 (7.2)	長野	[433.0]	和歌山	76.7
4	山口	4,292 (4.7)	山口	[412.3]	山形	76.3
5	愛知	3,862 (4.2)	高知	[397.4]	岡山	76.2
6	佐賀	3,253 (3.6)	佐賀	[327.3]	石川	75.8
7	新潟	3,067 (3.3)	石川	[309.3]	島根	71.2
8	島根	2,842 (3.1)	島根	[233.1]	新潟	70.9
9	静岡	2,834 (3.1)	愛知	[211.1]	三重	69.8
10	埼玉	2,818 (3.1)	鳥取	[161.6]	静岡	64.1

(ロ) 下位10

	許可件数 (比率)		[密度]		許可率 (%)	
37	栃木	380 (0.4)	神奈川	[26.1]	福岡	28.6
38	千葉	312 (0.3)	秋田	[21.2]	京都	27.3
39	京都	269 (0.3)	岐阜	[18.3]	岩手	26.9
40	神奈川	265 (0.3)	大阪	[17.9]	福井	20.6
41	岐阜	237 (0.3)	栃木	[17.4]	大分	20.3
42	東京	211 (0.2)	宮崎	[15.4]	宮崎	19.2
43	大阪	191 (0.2)	千葉	[8.5]	長崎	15.7
44	宮崎	154 (0.2)	北海道	[5.6]	千葉	14.2
45	福井	21 (0.0)	福井	[0.0]	神奈川	9.0
46	富山	8 (0.0)	富山	[0.0]	富山	8.2

注) 注) 典拠は、表7注) を参照。

1) 許可件数からみて

著しい集中度を示した中国地方からは、①岡山・③広島・④山口の3県が上位5県に入り、また当該地域にとっての相対比重（社会問題としての意味）を示す[密度]をみても、①岡山・②広島・④山口と、上位5県に3県が入っている。他方、集中度が低かった近畿・関東・東北（北海道は単独で農区を形成しているので除外）をみると、件数・[密度]とも下位に分布している都府県が多く、全体の傾向は農区レベルの考察に対応しているといえる。しかし詳細にみると、上位でいえば、岡山の集中度は中国レベルにおいてもやや極端（件数比率18.6%、[密度]1,069.0）であり、また第2位に長野がくるのもやや意外といえよう。下位でいえば、件数で最下位の富山・福井・宮崎は農区レベルでは中位に位置している。これらの点から、農区の平均数値で農区内都府県の実態を理解するのは危険であることを教えている。

農区内のバラツキをみても、中国地方は件数比率において鳥取1.6%～岡山18.6%、[密度]において鳥取 [161.6]～岡山 [1,069.0]、東北地方は同じく東京0.2%～埼玉3.1%、茨城 [17.4]～埼玉 [103.3]、九州地方は宮崎0.2%～佐賀3.6%、宮崎 [15.4]～佐賀 [327.3] などとなる。農区内の差は極めて大きなものがあり、それはしばしば農区間の差を上回るものであったのである。

2) 許可率からみて

農区レベルでは29.8% (関東)～75.6% (東山) の幅におさまっていたが、都府県レベルでみると、実に8.2% (富山)～79.4% (茨城) にまで拡大し、さらに最低の富山は農区平均では許可率の高い北陸 (71.8%) に属し、最高の茨城は許可率最低の関東に属するという齟齬も生じているのである。また、件数の違いは構造分析を通じてある程度の説明が可能であるが、許可率に8%～80%の差があることをどのように考えるかはまことに難しい。本稿では、紙数の制約上農区レベルの分析を先行させたが、それは以上のような難点をはらんでおくことを留保しておきたい。今後は都道府県レベルの分析を積み上げ、共通項を括り出すことを通じて、農地改革期土地問題の理解にとってより有効な地域区分をつくりだすべきであろう。

おわりに

1) 改革期小作地引上の基本的性格

第一に、改革期に多発した小作地引上の原因を、専ら地主勢力の強さに帰するのは間違いである。引上げ申請理由の半ば以上が、「一時的賃貸事由の解消」「引揚・失業・戦災起因の帰農」「生活難ゆえの経営規模拡大」などである。地主権力のより直接的行使という性格が強いのは「小作人の信義違反」や「不耕作地主の帰農」であるが、合計しても一割に満たない。これらに対しては農地委員会は厳しい目をむけており、容易に許可を与えなかった。すなわち、当該期の小作地引上の多くは敗戦期の混乱と生活難に起因するものであり、農地委員会もこのような問題に対し、社会政策的見地からしかるべき判断を下すことを何よりも重視していたのである。

第二に、したがって小作地引上は、主・客において上記の条件を備えた地域、すなわち引上主体 (在村・零細・耕作地主) が多く、大戦の経済社会混乱 (戦死戦傷・都市焼失・産業潰滅・引揚) をより深く被った地域で多発した。それは大きくいえば西日本であり、とくに中国・九州であった。その対極にあったのは分厚い農業基盤をもった北海道・次いで東北であり、ここでは問題ははるかにネグリジブルであった。なお、関東地区において東京・横浜の戦災は深刻であったが、関東農村のもつ農業基盤の分厚さは、社会混乱に伴う同地区の小作地引上をはるかに軽微なものにしたと考えられる。

第三に、中国地域のなかでも、とくに岡山と広島を示す数値についてである。両県は、申請実数で全国の4分の1を占め、相対比重〔密度〕においても全国平均の6倍弱から11倍弱という驚異的な集中を示した。基本的には第二で述べた条件を基盤にした現象だと考えられるが、かかる際だった集中ぶりを合理的に説明するには、地主運動・農民運動・行政の指導・農地委員会の姿勢など、本稿が視野に収めていない多様な要因を検討することが必要である。

第四に、小作地引上と農民主体性について。先に改革期の小作地引上げを地主権力の発動を軸に把握すべきでないとして述べたが、そのことは地主・小作の「力関係」という問題を無視してよいということではない。引上は、間違いなく引上げた方を救い引上げられた方を困難に陥れるのであり、にもかかわらず実施されたとすれば、ここには「力の差」が深く反映しているといわざるをえないのである。

引上多発地帯である西日本地域にあって近畿だけが明らかに低い、これには小作農民の主体的力量の大きさが影響を及ぼしていると考えられる。それは京都府内（5地域区分）において小作農民の主体的成長程度と土地問題のありようを比較した拙稿「京都府における改革期土地問題の性格」¹¹の分析結果からも明瞭に類推できる。また、都道府県農地委員会レベルで許可率に10倍近い格差があったことが注目されるし、これをどう評価するかは一つの論点になる。これ（都道府県農地委員会の姿勢）もまた、広い意味で主体的力量の問題領域に属し、現実的な「力関係」の重要要素であったといえるかと思う。

2) 残された課題

岡山における引上件数の際だった多さについて、再度ふれておきたい。本県が許可件数17,008（全国比18.6% [1,069.0]）という驚異的な数値を示すのは、他とは異なり本県のみが、初期小作地引上の掌握に全力をあげたため農地改革期の引上のみならずそれ以前のもの（「はじめに」の1）に示した①が大量に混入しているからだとして説明されている（注8を参照されたい）。県当局・農林省ともに同様の認識であり、そのような事情があったことは間違いないであろうが、それで一元的に理解してしまうのはいかにも無理である。この説明によれば、他の都道府県では初期引上の大部分を捕捉できなかったため実態を甚だ過少に表現しているということにもなるが、それでは以下のような疑問に答えられないからである。①同じ中国に位置する広島（同6,618、[595.0]）・山口（同4,293、[412.3]）・島根（同2,842、[233.1]）では、「初期引上」を把握していないのにも関わらずなぜ著しく高い数値を示すのか、②岡山の小作地引上許可率が極めて高い（76.2%・全国第5位）ことは、「厳しい姿勢」と必ずしも整合しないのではないか、③たとえば京都をみれば、低い許可率（27.3%、全国38位）と少ない許可件数（269、[38.0]）こそが対応しているのではないか、などである。さらに、本稿では取上げなかった遡及買収実績¹²からも別途の疑問を呈しておきたい。遡及買収とは、農地改革に先立って行なわれた不当な土地取上に対する回復措置であり、45年11月23日に遡って適用されたもので、その実績は当該農地委員会の厳格性を示す最も有力な指標である（逆にいえば、遡及買収に取り組む限りにおいて、どの農地委員会も「初期引上」

の摘発に取り組んでいる)。その実績を比較すると、岡山は266.7町(全国比1.65%)で、密度はわずかに[94.8]にすぎない。ここでいう「初期引上」をほとんど阻止しえていないのであり、この点においても行政の指導力や厳格さを無批判に受け入れるわけにはいかない。先の指摘(中江淳一)が言うように、「農地統計調査の数値と照らし合わせたうえで考察する」ことが必要であろうし、同調査にもまた先述のような難点があるとすれば、両資料の間の隙間は、地域実態分析の蓄積によってうめられる必要があると思う。

なお、もう一つ注意を払うべき問題がある。それは、農地調整法の縛りをさけるために、農地改革期には、地主層が小作調停を使う動きが強まったという事実である。各年度の新受理件数を申立者別に示すと、46年(地主2,626件-小作4,167件)、47年(同3,119-2,722)、48年(同1,990-1,189)、49年(同958-768)、50年(同766-505)となり¹³、46/47年に地主の受理件数が小作を上回るに至っているのである。そしてこのほとんど(46年、47年合計で見ると、地主申立の86.4%、小作申立の71.0%)¹⁴が土地取上関係であった。戦時期においては、その地主抑制機能を評価される小作調停法であるが、単なる地主抑制とは段階を異にする農地改革の時代には、小作調停法こそが地主反動を支える道具になっていたのであり、同法の時代的制約を明瞭に物語るエピソードであるといえよう。農地調整法処理件数に比べればはるかに少ないので大勢は動かないが、本来はこれをも分析範囲に含めるべきである。

以上を残された課題としたい。

(参考) 都道府県別・小作地引上許可件数・許可率

	許可件数 (件) (比率%) [密度]		許可率 (%)	
1	岡山	17,008 (18.6) [1,069.0]	茨城	79.4
2	長野	10,360 (11.3) [433.0]	長野	77.9
3	広島	6,618 (7.2) [595.0]	和歌山	76.7
4	山口	4,292 (4.7) [412.3]	山形	76.3
5	愛知	3,862 (4.2) [211.1]	岡山	76.2
6	佐賀	3,253 (3.6) [327.3]	石川	75.8
7	新潟	3,067 (3.3) [63.8]	島根	71.2
8	島根	2,842 (3.1) [233.1]	新潟	70.9
9	静岡	2,834 (3.1) [160.6]	三重	69.8
10	埼玉	2,818 (3.1) [103.3]	静岡	64.1
11	高知	2,802 (3.1) [397.4]	鳥取	62.0
12	鹿児島	2,736 (3.0) [155.4]	山梨	61.1
13	石川	2,723 (3.0) [309.3]	大阪	59.3
14	熊本	2,163 (2.4) [87.3]	兵庫	56.7
15	福岡	1,696 (1.9) [88.4]	高知	56.3
16	福島	1,594 (1.7) [58.0]	秋田	54.7
17	三重	1,593 (1.7) [136.0]	群馬	53.1
18	山形	1,465 (1.6) [50.8]	香川	同上
19	愛媛	1,457 (1.6) [127.0]	広島	52.7
20	鳥取	1,439 (1.6) [161.6]	山口	同上
21	宮城	1,160 (1.3) [40.4]	滋賀	51.1
22	兵庫	1,045 (1.1) [56.1]	宮城	49.4
23	和歌山	1,024 (1.1) [159.4]	愛知	49.0
24	群馬	971 (1.1) [53.4]	奈良	46.9
25	青森	911 (1.0) [37.6]	北海道	45.8
26	岩手	893 (1.0) [57.8]	佐賀	45.4
27	滋賀	888 (1.0) [104.2]	愛媛	44.4
28	北海道	882 (1.0) [5.6]	岐阜	43.9
29	大分	871 (1.0) [78.1]	青森	43.5
30	茨城	779 (0.8) [17.4]	徳島	42.8
31	徳島	741 (0.8) [111.1]	鹿児島	38.1
32	秋田	652 (0.7) [21.2]	東京	37.2
33	山梨	523 (0.6) [59.4]	福島	32.2
34	香川	460 (0.5) [42.4]	栃木	31.7
35	長崎	403 (0.4) [40.4]	埼玉	30.4
36	奈良	397 (0.4) [70.2]	熊本	30.3
37	栃木	380 (0.4) [17.4]	福岡	28.6
38	千葉	312 (0.3) [8.5]	京都	27.3
39	京都	269 (0.3) [38.0]	岩手	26.9
40	神奈川	265 (0.3) [26.1]	福井	20.6
41	岐阜	237 (0.3) [18.3]	大分	20.3
42	東京	211 (0.2) [26.7]	宮崎	19.2
43	大阪	191 (0.2) [17.9]	長崎	15.7
44	宮崎	154 (0.2) [15.4]	千葉	14.2
45	福井	21 (0.0) [0.0]	神奈川	9.0
46	富山	8 (0.0) [0.0]	富山	8.2
47	全国	91,564 (100.0) [100.0]	全国	51.3

注) [密度] = 引上げ許可件数比率 ÷ 当然買収面積比率 × 100

注

- 1) 農林省農地課。農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集成』第11巻、農政調査委員会、御茶の水書房刊、1980年、所収。
- 2) ちなみに1946年度の「土地取上要求争議事件」は28,187件（前掲『資料集成』第11巻、945頁）だが、同年の小作調停受理件数は総数で7,004件にすぎず（同、958頁。「17.終戦後の調停事件の概要」）前者の4分の1に満たない。しかも前者が「争議事件」として把握できたものに限定されていることから、実際にはさらに多くの小作地引上があったと判断される。当該期の小作地引上げの基本的性格を、脱法的・暴力的なものと把握したのは、以上の事実に基づいている。なお、「昭和21年頃までは小作人申上が地主のそれより多い傾向にあった…が昭和22年の上半期では両者の申上が殆んど同数となり、昭和23年の上半期においては地主約63%、小作人約36%と全く逆転している」（同959頁）が、これは農地改革が実施過程に入り当該問題が農地委員会において、基本的には「農地改革の精神」に則って処理されることになった段階で、地主層は小作調停法に望みをかけたことを意味している。
- 3) 市町村農地委員会は同農業調整委員会・農業改良委員会と統合され市町村農業委員会になった（1951年農業委員会法による）。
- 4) このような問題意識で取り纏めたものが、野田公夫「高度成長期前の農民層分解と農地改革の意義」『農林業問題研究』44号、1976年9月、同「近畿中小地主地帯における農地改革の諸問題」『歴史評論』333号、1978年1月である。
- 5) 「土地取上要求争議件数」を戦時体制期について示せば次のようである。1937年3,575件・38年2,562件・39年1,752件・40年1,484件・41年1,373件・42年962件・43年942件・44年941件・45年5,171件（45年は8月14日までが1,267件・15日以降が3,904件）。なお、記録上判明する1930年以降において最高件数を記録したのは、36年の3,644件であった。戦時体制下に漸減するとはいえ、その最終盤においても1,000件近い争議を発生させていたこと、45年には敗戦を待たずに急増に転じたことなどが注目される。以上、前掲『資料集成』第11巻945頁による。
 なお、『資料集成』所収資料は「土地取上」と表記しているが、内容的には「小作側の返還」も含む多様なものなので、本稿では「小作地引上」という表現を使う。
- 6) 前掲『資料集成』第11巻852～912頁。「8.農地賃貸借解除解約統制」として集約された一連の諸統計。
- 7) 農地改革記録委員会編『農地改革顛末概要』農政調査委員会、1951年、732～62頁。なお、「農地統計調査」は、農家の自記申告による調査であり個別利害が反映しやすく、実際「地主側の引上申告面積」と「小作側の被引上申告面積」には2割以上の差がある（前者が少なく後者が多い）が、当該箇所の執筆者（中江淳一）は、階層利害のありように鑑みて後者の数値がより実態に近いものとしている。
- 8) 前掲『顛末概要』によれば、「茲で注意すべきは、この統制実績も各都道府県農地部に対する表式調査であって、統制取扱方針におけるそれぞれの差がそのまま統計として表現されるという性質である。この点業務統計として咄むをえない。然し乍ら、この取扱方針自体は農民の動向、とりわけ農民運動と地主との力関係の影響を受けざるをえないという点において注目すべきである」（717頁）という。その顕著な事例として岡山県があげられており、以下のような説明が付されている。『（昭和）二十一年二月一日以降の土地取上はすべて（遑って）手続をとらせ」た岡山県の如き…非常に高い件数を示しているが、この多いという事実は、そういう措置をたらなかった他の県とは質的に異なるのである。客観的判断は『農地統計調査』の取上げの件数と本表を比較して後始めて立論しうるのである」（同、中江淳一稿）。これに対応する内容をもつ岡山県からの報告が、前掲『資料集成』第8巻（186～8頁）に収録されている。「…本県においては、このようにして耕作権の確立と保護のためには法律の運用と行政的措置について不断の努力を払っているが、その結果として処理件数は、他府県に比し相当多数なものとなった。而して、この主なる理由は記述せる如く關取上、不法不当な取上防止を計るため極めて強力な行政的手段をとったことと、一面日農県連重要な闘争題目として、県下大半の町村に組織されている農民組合を動員し、又農地改革推進委員会においても、実践事項の一としてこれを採用し、これらが一致して違法、不当な

取上の一掃に猛烈果敢な運動を展開したため、裏面に埋もれていた事件はすべて表面化し正規の手続をとったので、事件は急激に増加し、而もこのことは将来に向って闇取引を不可能ならしめ、必然的に適法な処理をなすに至った関係から事件数としては多いが、真に不法不当な取上は解消したと見るべき状況にある」。

- 9) 前掲『資料集成』の農区分による。北海道を除く9農区の都府県区分は以下のとおり。東北＝青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島。関東＝茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川。北陸＝新潟・富山・石川・福井。東山＝山梨・長野・岐阜。東海＝静岡・愛知・三重。近畿＝滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山。中国＝鳥取・島根・岡山・広島・山口。四国＝徳島・香川・愛媛・高知。九州＝福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島。
- 10) 諸項目における各地域（本稿では農区・都道府県）の全国に占める比重を、各々の地域の「当然買収」比率で除したものを、便宜的に「密度」とよび、[] で表示した。これは「相対的集中度」を示している。「当然買収（小作地買収）」は客観的基準に基づいて強制的に実施されており、恣意性ははいる余地が最も少ないので、それを基準にして各事業実績のバラツキを比較することを目的としている。なお「密度」計算の基礎となった「当然買収」の農区別面積比率は、北海道（17.0%）・東北（17.2%）・関東（18.1%）・北陸（9.0%）・東山（5.3%）・東海（5.2%）・近畿（6.0%）・中国（6.5%）・四国（4.0%）・九州（11.6%）である。以上、前掲『資料集成』第11巻36～37頁「買収農地面積」より算出。
- 11) 『農林業問題研究』58号、1980年。
- 12) 自作農創設特別措置法（一部改正・昭和22年法律第241号）第6条の2（小作農の請求による遡及買収）による。
- 13) 前掲『資料集成』第11巻986～7頁。これは依法調停件数であり法外調停件数は含まれていない。
- 14) 同969頁。なお、地主申立では「土地返還」、小作申立では「小作契約継続」と「小作又は永小作権の確認」の件数比率を示した。

（受理日 2007年1月11日）